住民税・所得税の申告情報(第3回)

間 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 諏訪税務署 ☎52-1390

令和4年1月1日現在に居住していた

市区町村にお問い合わせください。

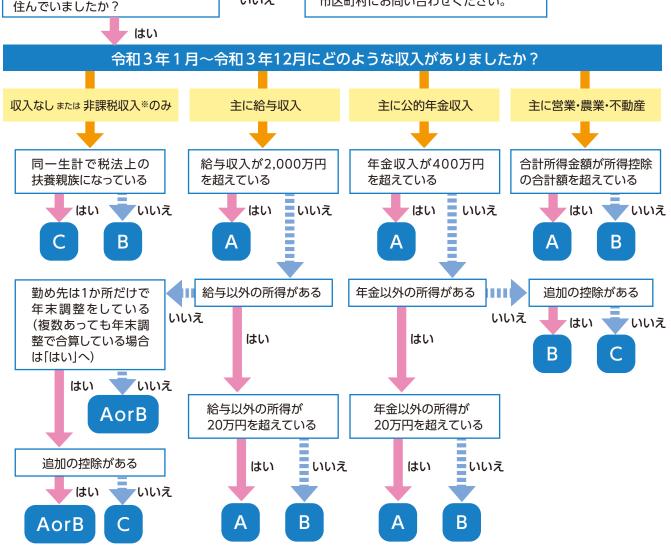
まもなく申告の期間が始まります。町では、「所得税確定申告および住民税申告相談会」を行 いますので、下図(フローチャート)を参考のうえ、必要な方は忘れずに申告をお願いします。 また、e-Tax(電子申告)なら、ご自宅のパソコンやスマートフォンからいつでも申告ができる うえ、寄附金控除額証明書や保険料控除証明書などの添付書類の省略ができるため、とても便利 です。この機会にぜひご利用ください。

いいえ



▲スマホ申告 作成コーナー

スタート 富士見町に申告する必要はありません。



※非課税収入:遺族年金、障害者年金、失業給付金など

《フローチャートの判定結果》

令和4年1月1日現在、富士見町に

	A	所得税の 確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、町・県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民 税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
	В	町・県民税の 申告が必要です	所得税の源泉徴収済みで、申告によって所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。(AorBの場合、年末調整をしていない給与所得が20万円を超えている方、または追加の控除があり所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です)
(世元甲音、町・県民税の) 由生は必要ありません。 に、町・県民税の申告が必要となる場合があります。		1 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	一年間の収入がなく、税法上の扶養親族となっている方でも、各種手当を申請する際 に、町・県民税の申告が必要となる場合があります。また、非課税収入のみの方でも、 事前にその旨を申告していない場合は住民税申告が必要です。

●持ち物等の確認をしましょう

申告相談を受ける方は、持ち物の確認をお願いします。必要な書類等は、申告をする方により異なります。

すべての方
□ 申告する方のマイナンバー(マイナンバーカードまたは個人番号の記載のある住民票と本人確認書類)
□ 扶養親族の方のマイナンバー(添付は不要ですが、記載の必要があります)
□ 預金□座番号のわかるもの(還付□座、振替□座等を記入する場合があります)
□ 税務署から送られてきた利用者識別番号等の通知(お持ちの方のみ)
給与収入、公的年金収入、その他収入のある方
□ 給与等の支払者(事業所等)や日本年金機構等の年金支払者から交付、送付された源泉徴収票などの原本
□ シルバー人材センターの配分金支払証明書や個人年金支払証明書、水道検針員等の支払調書、農業や不動産等の収支内訳書など(収支内訳書がないと相談が受けられない場合があります)
生命保険料や学資保険等の満期や解約返戻金に関する支払証明書
営業、農業、不動産収入のある方
収支内訳書 収支内訳書がないと相談が受けられない場合があります。 農業収入がある方は、収支内訳書または月別農業収支一覧表を必ず集計したうえでお持ちください。また、新たに購入した償却資産や仕分けが不明な収支等のある方は、その内訳がわかる資料(支払い証明書、必要経費の領収書等)をお持ちください。
社会保険料、生命保険料、医療費(セルフメディケーション税制) 控除、寄附金控除の追加がある方

□ 医療費控除に関するもの ※職員による集計は行いませんので、医療費を事前に人ごと、病院(施設)ごと、薬局ごとに集計した明細書をお持ちください。
寄附金控除証明書等
扶養控除の追加がある方
□ 障害者手帳(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳など)
□ 住民福祉課 介護高齢者係で発行される障害者控除対象者認定証(毎年、発行の手続きと提出が必要です)
※ 富士見町以外に住民登録がある方を扶養する場合は、その方の所得金額を確認してください。

申告相談を受ける方へのお願い

この相談会はご自身での申告書作成が難しい方に向けて、いずれ自ら申告できるようになることを目的と していますので、趣旨をご理解いただいたうえでご来場ください。

申告相談を受ける方は、「収支内訳書」や「医療費控除に関する明細書」を必ず集計したうえでご来場く ださい。相談会場へご案内の前に、受付にてお持ちいただいた書類の確認をさせていただきます。必要書類 の集計がされていない場合は、一度お帰りいただくか待合室にてご自身で集計してからの相談受付となります。

●「所得税確定申告および住民税申告相談会」の日程

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「所得税確定申告および住民税申告相談会」は<mark>完全予約制</mark> で実施します。皆さまの安全確保のため、ご理解いただきますようお願いします。

開催日および予約方法は以下のとおりです。

なお、確定申告期間中は役場 財務課窓口(④番窓口)での申告相談等はできませんのでご注意ください。

○開催日 ※3月1日(火)、3月10日(木)は、申告相談会は行いません

2月 16日 (水) ·17日 (木) ·18日 (金) ·21日 (月) ·22日 (火) ·24日 (木) ·25日 (金) ·28日 (月)			
2日	2日 (水)・3日 (木)・4日 (金)・7日 (月)・8日 (火)・9日 (水)・11日 (金)・14日 (月)・		
3月	15日 (火) (15日は午前中のみ)		

○予約時間 ※予約枠の上限数に達した場合、ご希望の時間をお取りできない場合があります

午前の部	8:45~	9:15~	9:45~	10:15~	10:45~	_	_
午後の部	13:00~	13:30~	14:00~	14:30~	15:00~	15:30~	16:00~

〇予約方法

1. インターネットによる予約(2月1日(火)開始)

スマートフォンやパソコン等で、OR コードまた は URL から予約フォームにアクセスし、予約する ことができます。

URL:

https://logoform.jp/ form/gyhs/62643

> 予約フォーム QR ⊐−ド

QR コードはデンソーウェーブの登録商標です

2. 電話予約(2月7日(月)開始)

2月7日(月)より電話予約を受け付けます。 【予約受付】

- ・平日のみ(土日・祝日はお受けできません)
- ・午前8時30分~午後5時15分まで

【電話番号】

① 0266-62-9122

※繋がらない場合は ② 0266-62-9121

○予約・参加にあたってご留意いただきたいこと

- 予約外の相談受付および当日の予約はできませんので、参加予定の方は必ず前日までに予約をお取りください。予 約をキャンセルする場合は、予約フォームまたはお電話にてキャンセルしていただきますようお願いします。
- ・参加の際は、必ず予約時間に役場1階ロビー(玄関横)にお越しください。また、ご来庁の際はマスクの着用、 体温測定にご協力をお願いします。※発熱のある方の参加はお控えください。
- 農業所得(青色申告を除く)がある方は、「収支内訳書」または「月別農業収支一覧表」を必ず作成しお持ちい ただくようお願いいたします。お持ちいただいた帳簿等の作成が不十分の場合、相談をお受けできません。

○税理士による確定申告相談

3月4日(金)は町職員に加えて、税理士による確定申告相談を実施します。税理士による相談は、通常 の実施時間と異なりますのでご注意ください。なお、予約受付は通常と同様に行います。

相談実施時間:午前9時~11時 午後1時30分~3時

○以下に該当する方は、役場で相談を受けることができません

諏訪税務署での申告をお願いします。

□ 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権な	などの資産の売却や交換などをした方			
□ 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方				
□ 青色申告の方	□ 住宅ローン控除を初めて申告する方			
□ 贈与税、相続税等を申告する方	□ 仮想通貨取引のある方			